

学童・生徒のボランティア活動普及事業 実施要綱

1 目的

学童・生徒のボランティア活動普及事業は、小学校、中学校及び高等学校等の児童・生徒を対象として、福祉教育・ボランティア学習の機会を提供することで、地域福祉やボランティア活動への理解と関心を高めることを目的として実施する。

2 実施主体

社会福祉法人北海道社会福祉協議会（以下、「道社協」）

3 対象校

本事業の対象は、学校教育法第1条に規定する「学校」のうち、小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育校及び特別支援学校とする。

4 事業内容

第3項で示した対象校をボランティア協力校（以下、「協力校」）として指定し、協力校は市町村社会福祉協議会（以下、「市町村社協」）等と連携し、地域の実情に合わせた地域福祉に関する次の事業を実施する。

- (1) 地域福祉の考え方を啓発する講演会の開催や学校新聞を利用した広報・啓発活動
- (2) 地域で暮らす障がい者、高齢者等または地域で各種支援活動を行う実践者を講師として招き、地域生活の支え合いについて学ぶ活動
- (3) 社会福祉施設等への訪問による、入所者との交流や介護等の体験活動（宿泊を含む）
- (4) 体育祭、文化祭等の学校行事への高齢者、障がい児(者)等の招待活動
- (5) 近隣地域においての各種ボランティア活動
- (6) 社会福祉関係行事等への参加
- (7) 防災教育（地域で災害時要配慮者をどのように支援するか等）に関する活動
- (8) その他必要と認められる活動

5 指定期間

- (1) 協力校の指定期間は短期指定を1ヵ年、中期指定を3ヵ年とする。ただし、短期指定を受けた協力校が、指定年度途中で中期指定へ移行した場合の指定期間は、短期指定の期間を含めて3ヵ年とする。
- (2) 短期指定を受けた協力校が、中期指定への変更を希望する場合は、市町村社協を経由して、第7項(1)に定める手続きにより、申し出を行うことができる。道社協は、申し出を受け、福祉教育専門委員会及び北海道共同募金会（以下、「道共募」）の意見を踏まえ、市町村社協を経由して結果を通知する。

6 協力校の考え方について

- (1) 協力校の考え方
 - ① 推薦にあたり、小学校・中学校・高等学校等の一貫教育校については、施設形態（施設一体型・施設分離型・施設隣接型）に関わらず、併設型・連携型の場合はそれぞれ別の学校からの推薦とみなし、一体型（義務教育学校含む）の場合は一つの学校からの推薦として扱う。

② 分校が設置されている場合、本校と分校それぞれの所在地に関わらず別の学校とみなし、推薦を認めるものとする。

③ 学校教育法第53条及び第54条で定める高等学校に置くことができるとされている全日制、定時制及び通信制課程において当該事業を実施する場合、それぞれを別の活動と判断し、市町村社協からの推薦にあたっては、課程ごとに行うことを認めるものとする。

ただし、同一校で課程ごとに推薦を行う場合は、指定期間がそれぞれ重複しないものとする。

(2) 「新規指定校」及び「再指定校」の考え方

① 過去に協力校として指定を受けていない学校は「新規指定校」、指定を受けたことがある学校は「再指定校」として整理する。

② 学校の統廃合及び合併等があった場合、当該校は「新規指定校」とする。

③ 「再指定校」としての推薦については、過去の指定期間終了年度から5年が経過後、可能とする。

7 協力校推薦から活動報告までの流れ

(1) 協力校の推薦（申請）及び決定

① 道社協は市町村社協に協力校の推薦（申請）を依頼し、市町村社協は協力校候補と調整のうえ、様式を取りまとめ、道社協が指定する期日までに提出する。

様式No	名称	作成主体
様式1	推薦書	市町村社協
様式2	実施計画書	協力校候補
様式3	事業予算書	
共募様式2-団体	共同募金助成事業明細書（申請書）	

② 市町村社協からの推薦（申請）に基づき、道社協が設置する福祉教育専門委員会にて協力校の審査を行う。

③ 協力校としての内定は、道共募における配分委員会（3月中旬頃）にて決定し、道社協より市町村社協を経由して通知する。

④ 協力校としての最終決定は、道共募における評議員会（3月下旬頃）にて決定する。

<中期指定の場合のみ>

⑤ 指定期間2年目と3年目についても、道社協は市町村社協を経由して、以下に定める様式の作成を協力校へ依頼する。市町村社協は協力校と調整のうえ、様式を取りまとめ、道社協が指定する期日までに提出する。

様式No	名称	作成主体
様式2	実施計画書	協力校
様式3	事業予算書	
共募様式2-団体	共同募金助成事業明細書（申請書）	

(2) 実績報告及び精算報告

協力校は、毎年度の終了時に以下に定める様式を作成し、4月上旬までに市町村社協へ提出する。提出を受けた市町村社協は、当該書類を確認のうえ、4月中旬までに道社協へ提出する。

様式No	名称	作成主体
様式4	実績報告書	協力校
共募様式7-①	精算（成果）報告書	
共募様式7-別紙	寄付者に向けたありがとうメッセージ	

(3) 活動報告書の作成

協力校は、指定期間の最終年度に以下に定める様式を作成し、市町村社協を経由して道社協が指定する期日までに提出する。

様式No	名称	作成主体
様式5-①	3年間の活動報告書（中期指定用）	協力校
様式5-②	1年間の活動報告書（短期指定用）	

様式の作成に際しては、協力校・市町村社協・本事業に協力いただいた関係団体等を交えて事業評価（振り返り）を実施し、今後の福祉教育推進方策をまとめる。

8 関係団体との連携

本事業は、協力校・市町村社協・市町村共同募金委員会が連携し、実施することとする。

また、協力校は、毎年、共同募金活動推進の理解を促す取り組みを市町村社協、市町村共同募金委員会の協力のもと、必ずプログラムに取り入れ、「実施計画書〔様式2〕」に内容を記載する。

9 道社協の役割

道社協は協力校の活動が円滑に行われるよう、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 市町村社協、市町村共同募金委員会、社会福祉施設、学校、教育委員会、道共募等の関係機関との連携を図り、事業の推進に努める。
- (2) 協力校に対し、福祉の学習に関する資料提供・情報提供等を行い、協力校が多様な活動が実施できるよう援助を行う。
- (3) その他協力校の活動に対し必要と認められる協力・援助を行う。

10 経費の助成

協力校が実施する事業に要する経費については、道共募「全道・広域使途計画『地域福祉推進事業』」により、協力校からの申請に基づき助成を行う。

助成については、道共募「全道・広域使途計画『地域福祉推進事業』助成金申請ガイド」及び道社協「学童・生徒のボランティア活動普及事業 助成金取扱要綱」によるものとする。

《附則》

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年2月27日から施行する。

この要綱は、平成27年10月1日から施行するものとし、第37期指定の協力校の事業から適用する。

なお、第34期、第35期、第36期指定の協力校は、経過措置として平成26年2月27日施行の要綱により事業を実施する。

この要綱は、令和5年8月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

なお、「学童・生徒のボランティア活動普及事業 実施要領（平成27年10月1日施行）」は廃止する。